

本科 2 期 12 月度

解答

Z会東大進学教室

## 早慶大日本史



## 24章 日中戦争と戦時体制

### 問題

#### ■確認問題

- 1 張学良 2 ノモンハン事件 3 国体の本義 4 北京 5 重慶  
6 汪兆銘 7 A 南京 B 対手 8 C 戰時 D 勅令

#### 【1】

##### 解答

問1 (1) 12 (2) a - 5 b - 6 c - 15 d - 11

問2 (1) 6 (2) 5 (3) 3 (4) 4 (5) 4

##### 解説

#### 問1

(1) 岡田啓介内閣は、1934（昭和9）年7月、斎藤実内閣の後を受けて成立した。斎藤内閣と同じく中間内閣と呼ばれたが、立憲政友会の支持は得られず立憲民政党を準与党とした。軍部の支配はまだ確立していなかったものの、政党の力は弱まり、軍部およびそれと結びついた革新官僚や国家主義革新勢力の発言力が次第に強まっていった。陸軍内部において皇道派と統制派の対立が高まる中で二・二六事件が起り、岡田啓介首相は九死に一生を得たものの内閣は総辞職した。

#### (2)

a 二・二六事件後、岡田啓介内閣に代わり挙国一致内閣として成立した広田弘毅内閣（1936年3月～1937年1月）は、軍部大臣現役武官制を復活させ、「廣義国防国家」の建設のための莫大な軍事予算を計上するなど、軍部への従属を強めた。1937（昭和12）年1月、軍部に批判的な立憲政友会の浜田国松代議士が、議会において寺内寿一陸相と衝突したことにより（腹切り問答）、広田弘毅内閣は総辞職した。

c 広田弘毅内閣の総辞職を受けて、陸軍大将の宇垣一成に後継首班の大命が下った。しかし、これに反対する軍部が陸軍大臣を推举しなかったため、軍部大臣現役武官制により宇垣内閣は成立しなかった（宇垣流産内閣）。この事件は政治における陸軍の発言力の強さを示すものだった。

d 米内光政内閣（1940年1月～7月）は、日独伊三国同盟に批判的であり、近衛文麿の新体制運動に対しても消極的であったことから、軍部は難色を示した。結局、陸軍が陸相の畠俊六を単独辞職させ、後任を出さなかったことから、米内光政内閣は総辞職に追い込まれた。

#### 問2

(1) a の五・一五事件直後に成立したのは斎藤実内閣（1932年5月～1934年7月）である。斎藤実内閣の時の1932（昭和7）年9月に日満議定書を締結し、翌年2月に国際連盟脱退を通告している。

(2) 軍部大臣現役武官制は1900（明治33）年に第2次山縣有朋内閣が制定したもの。大正

政変の後、第1次山本権兵衛内閣により改正され、軍部大臣の資格は現役のほか予備・後備役にまで広がった。この改正により、その後の政党内閣の時期にも組閣・倒閣への軍部の直接介入は一応抑えられていた。しかし、軍部が政治的圧力を強めると、制度の上でも政治介入を確立しようとした、広田弘毅内閣の時に軍部大臣現役武官制を復活させた。

(3) ゆう きとよた ろう はやせんじゅうろう ほうごう b の結城豊太郎は、林銑十郎内閣の蔵相である。軍部・財閥に有利な「軍財抱合」財政を展開した。結城豊太郎はのちに日銀総裁に就任し財界に大きな影響力を持った。

(4) b の獨ソ不可侵条約の締結に衝撃を受け、ヨーロッパ情勢は「複雑怪奇」として総辞職したのは平沼騏一郎内閣である。c の国家総動員法は 1938（昭和 13）年 4 月、第1次近衛内閣の時に制定された。

(5) 新たに成立した内閣とは、第2次近衛文麿内閣（1940 年 7 月～1941 年 7 月）である。1936（昭和 11）年 11 月調印の日独防共協定は広田弘毅内閣の時に締結され、1938（昭和 13）年 1 月の「国民政府を対手とせず」という第1次近衛声明は第1次近衛内閣の時に出されたものである。

## 【2】

### 解答

問A 日本国社会党   問B 滝川   問C 皇道   問D 永田鉄山

問E 軍部大臣現役武官

### 解説

問A 日本国社会党は社会民衆党を脱党した赤松克磨らが 1932（昭和 7）年に結党した國家社会主義政党。赤松は民本主義を提唱した東大教授吉野作造の門下で、東大在学中に吉野の指導のもと東大生を中心とした新人会を創設した人物。のちに国家社会主義に転向した。

問B 京都大学法学部教授滝川幸辰の思想はマルクス主義的危険思想であるとして、かねてから右翼により非難を受けていた。滝川の刑法学説は、共産主義的なものではなく、単に「姦通罪」に関して婦人の人権を認めていない点を指摘するなど自由主義的なものであった。しかし、文部省は右翼の意向に応じて滝川の著書『刑法読本』を発禁処分とし、さらに京大に滝川の辞職を迫った。京大側は総長を初め教授会が処分拒否を表明し、抵抗していたにもかかわらず、文部省は休職を強行した。これに対して大学への政治介入を不当として同大学法学部教授会は全員で辞表を提出して抵抗したが、文部省の工作で教授会は分裂し、結局、佐々木惣一・末川博ら 7 名の教授の辞職で決着した。この事件は、大学の自治が崩壊し、思想弾圧が共産主義者だけではなく、自由主義者にまで拡大されることとなったという点において重要性を持つ。また、この時の文相が鳩山一郎であったことも頻出なので押さえておくこと。

問C・D 1930 年代、陸軍では皇道派と統制派の内部対立が激化していた。皇道派は、クーデタによる国家改造をめざし、極端に精神主義的な天皇中心主義を主張していたところからその名称がつき、荒木貞夫・真崎甚三郎を領袖とし、尉官級の革新派青年将校を中心に構成されていた。一方統制派は、戦争準備体制の確立、「高度国防国家」の実現をめざし、皇道派の派閥人事に対抗して軍の統制を主張したところからその名称がつき、永田鉄山・東条英機らを中心とした幕僚将校で構成されていた。1934（昭和 9）年、皇道派の青年将校・士官

学校生徒がクーデタの容疑で検挙される（十一月事件）と、村中孝次ら皇道派将校は統制派を非難するパンフレット「肅軍に関する意見書」をばらまいた。この事件に対して統制派は1935（昭和10）年、わたなべじょう皇道派真崎甚三郎陸軍教育総監を更迭して統制派寄りの中間派渡辺錠太郎た ろうを後任とした。すると同年、皇道派の相沢三郎はこの人事を不満として陸軍省内で永田鉄山軍務局長を慘殺するという事件を起こした。これを相沢事件という。ここにおいて両派の対立は頂点に達した。皇道派の青年将校らはついに暴発し、翌1936（昭和11）年、二・二六事件を起こした。しかし、クーデタを起こした部隊はまもなく反乱軍とされ、クーデタが失敗に終わると、多くの兵士は原隊に復帰した。事件を指導した青年将校は軍法会議でいずれも死刑に処せられ、また、皇道派に思想面で影響を与えた『日本改造法案大綱』の著者である北一輝もクーデタとは直接関わりを持たなかったが、黒幕として死刑に処せられた。事件後、陸軍当局はいわゆる肅軍を断行し、皇道派系統を重要ポストから一掃する人事を行った。こうして陸軍内において統制派は実権を掌握し、その後も反乱の危険を煽るという手段によって発言権を強化していった。

問E このクーデタの治安責任をとって、当時の岡田啓介内閣が総辞職すると、次に外務官僚出身の広田弘毅に組閣の大命が下った。軍部は組閣段階から人事に深く干渉し、さらに皇道派の復活を押さえ込むという名目で軍部大臣現役武官制を復活した。この制度の復活によつて、再び、軍部が内閣の死命を制することになった。軍部大臣現役武官制はその制定からいくつかの変遷をたどるので以下に整理しておく。

### ●軍部大臣現役武官制と直接影響を受けた内閣

年代	内閣	内容		備考
1900	山县有朋	軍部大臣現役武官制	制定	
1912	西園寺公望②	2個師団増設要求拒否	総辞職	上原勇作陸相辞職、後任得られず
1913	山本權兵衛①	軍部大臣現役武官制	改正	現役規定削除、予備・後備役まで拡大
1936	広田弘毅	軍部大臣現役武官制	復活	現役規定復活
1937	(宇垣一成)	大命下るが組閣できず	流産	陸相得られず
1940	米内光政	三国同盟締結に消極的	総辞職	近衛の新体制運動・畠俊六陸相辞職

### 【3】

#### 解答

a 口 b イ c イ d ニ e ハ

#### 解説

a 国家総動員法は第1次近衛文麿内閣の下、1938（昭和13）年に戦時国家総動員のために制定された法律で4月1日公布、同年5月5日に施行された。戦時（事変を含む）に際して戦争に全力を集中できるように人的・物的資源を統制運用することを国家総動員といい、そのための広範な権限を政府に与えた。具体的な内容は命令（勅令）に委ねられた全面的な委任立法であり、この法律に基づく多数の命令により戦時体制が強行された。テキストに挙げた以外の主な条文を挙げておく。

第六条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、従業者ノ使用、雇入若ハ解雇、又ハ賃金、其ノ他ノ労働条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第七条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、労働争議ノ予防若ハ解決ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ労務ノ中止其ノ他ノ労働争議ニ関スル行為ノ制限若ハ禁止ヲ為スコトヲ得

第八条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、総動員物資ノ生産、修理、配給、譲渡其ノ他ノ処分、使用、消費、所持及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得

- b 賃金統制令は国家総動員法に基づく勅令であり、1939（昭和14）年に公布された。物価上昇を抑えることを目的として、業種別に初任給を公定した。ついで同年10月には賃金臨時措置令が公布され、一部例外を除いては賃金水準を引き上げることを禁止した。
- c 国民徵用令は1939（昭和14）年7月に公布された。戦時における労働力確保のための職業紹介・募集などの方法で必要な人員が確保できない場合に、厚生大臣の徵用命令により強制的に国民を徵発し、軍需工場などに就労させることができるとした法律であった。
- d 價格等統制令は1939（昭和14）年10月に公布された。増産と物価水準の調整をねらったものであり、同年9月18日に價格を据え置き、値上げを禁止し、戦時適正價格（公定價格）制を実施するものであった。しかし実際には物資が不足していたことから闇取引が横行し、闇價格が高騰した。
- e 企画院は1937（昭和12）年10月に第1次近衛内閣が企画庁と資源局を合併して創設したもので、物資動員計画の立案など統制経済強化を推進する中心機関とされた。1943（昭和18）年に新設された軍需省に吸収された。

#### 【4】

##### 解答

- 1 ア - i イ - h ウ - 1 エ - n オ - d カ - j キ - q ク - m  
2 (1) c (2) m (3) i (4) s (5) q (6) h  
(7) t (8) u  
3 a 4 e 5 c

##### 解説

1

ア 1932（昭和7）年、国内では五・一五事件が発生して、立憲政友会の犬養毅首相が殺害された後、「挙国一致」を名目に海軍大将の斎藤実が組閣した。斎藤内閣は満州国承認や国際連盟脱退通告など強硬外交を進めたが、斎藤実首相自身は稳健派、親英米派と目された。首相辞職後は内大臣となつたが、二・二六事件で陸軍の反乱軍に殺害された。

イ 1924（大正13）年の護憲三派内閣の成立から1932（昭和7）年に五・一五事件で犬養内閣が倒れるまでの間、衆議院で多数の議席を占めた政党の党首が組閣する慣行が行われて、憲

政の常道と称された。その始まりが護憲三派連立内閣を組織した第1次加藤高明内閣である。

ウ 二・二六事件で海軍大将の岡田啓介内閣が倒れると広田弘毅が内閣を組織した。「広義国防国家」を掲げて、軍部大臣現役武官制の復活や日独防共協定の調印など軍国主義国家体制を強化した。

エ 1933（昭和8）年、京都大学法学部教授の滝川幸辰は、自著『刑法読本』が共産主義的であり、国家破壊の著作であると非難されて、結局、辞職に追い込まれた。これを滝川事件という。滝川は戦後復職して京大総長を努めた。

オ 美濃部達吉は東大教授・貴族院議員。君主は国家の最高機関であるとする天皇機関説という憲法学説を唱えていたが、1935（昭和10）年にこの学説が反国体的学説であるとして排撃され、著書は発禁処分となり、議員も辞職した。これを天皇機関説問題という。

カ 東大で植民地政策を担当していた矢内原忠雄は、日本の大陸政策を批判して軍部と対立していた。1937（昭和12）年に「國家の理想」という論説が右翼から反戦思想として攻撃されたため、辞職した。これを矢内原事件という。

キ 古代史の科学的研究に業績を上げていた津田左右吉は、1940（昭和15）年にその研究と著作が天皇の権威を侵害する不敬なものであると国粹主義者らから非難された。このため、『神代史の研究』などが発禁となり、起訴された。

ク 近衛文麿は貴族院議長から3度首相に就任した。第1次内閣では日中戦争の勃発に遭遇し、当初は、不拡大方針で臨んだが、軍部の暴走を抑えられず戦争は拡大した。また、第1次近衛声明を出して、戦争終結の方策を失った。このため、国家総動員法を制定するなど戦時体制の強化に努めた。

## 2

(1) 1932（昭和7）年、満州事変に際してリットン調査団を派遣したのは国際連盟である。リットン調査団はイギリスのリットン卿を団長に英米仏独伊の5カ国代表からなり、その報告書では、日本の行動を不当としながら、満州における日本の特殊権益も認め、日中間で満州に関する新条約を結ぶことも勧めていたが、日本は拒絶して国際連盟脱退への道を歩むこととなった。

(2) 1913（大正2）年、第1次山本権兵衛内閣は、軍部大臣現役武官制を改正して、陸海軍の大臣の任用範囲を予備役や後備役まで拡大するという改正を実現した。しかし、1936（昭和11）年の二・二六事件後に成立した広田弘毅内閣は、この制度を再改正して軍部大臣の任用範囲を現役の大将と中将に限定する制度を復活した。このため、内閣における軍部（とくに陸軍）の発言力が強まり、内閣総辞職や内閣不成立の要因となった。

(3) 治安維持法は1925（大正14）年に、普通選挙法の成立と日ソ国交回復後の社会主義運動の活発化を想定して制定された。国体の維持と資本主義体制の維持を目的とする社会立法で、左翼運動の弾圧の法的根拠となっていた。1928（昭和3）年には刑罰に死刑を追加し、さらに1941（昭和16）年には予防拘禁制が導入されて、左翼運動のみならず、反国家的行動の弾圧法規となっていました。

(4) 1935（昭和10）年、美濃部達吉の天皇機関説に対して、軍部や右翼は日本は天皇主権国家であるという国体明徴運動を起こして、美濃部の排撃を行った。時の岡田内閣は国体明徴声明を出して、事態の収拾をはかった。

- (5) 1937（昭和12）年、文部省は戦時体制下の国民思想教化のため記紀を基に国体の尊厳や君臣の大義を説くテキストとして『国体の本義』を発行して普及に努めた。
- (6) 国家総動員法は、1938（昭和13）年、長期化する日中戦争を完遂するために、労働力や物資などあらゆる国家資源を戦時体制に組み込むための政策を、議会の承認を経ないで勅令によって実施できるようにした法律。ほぼ白紙委任状態で、以後、各種の統制法令が出されて戦時経済体制が強化された。
- (7) 日中戦争開始後、政府・軍部は国体論を強く打ち出して天皇の神格化に努め、1937（昭和12）年には国民精神総動員運動を起こした。挙国一致・尽忠報国・堅忍持久を目標とし、国体観念の国民への浸透と軍国主義・国家主義の鼓吹に力を注いだ。
- (8) 新体制運動はナチスやファシスタ党、共産党などのような一国一党の強力な全体主義的国民組織をつくろうとする運動で、近衛文麿が中心となった。大政翼賛会、産業報国会を結成した。
- 3 1931（昭和6）年の満州事変の勃発から、日中戦争・太平洋戦争を通じ敗戦の1945（昭和20）年までの対外戦争を15年戦争と呼ぶ。
- 4 1のア参照。
- 5 1925（大正14）年に加藤高明内閣の下で成立した衆議院議員選挙法改正案は、原則として満25歳以上の男性に衆議院議員の選挙権が、満30歳以上の男性に被選挙権が与えられ、納税額による選挙権の制限は撤廃された。しかし女性の参政権は認められなかった。

## 25章 第二次世界大戦と日本の敗戦

### 問題

#### ■確認問題

- 1 平沼騏一郎 2 阿部信行 3 松岡洋右 4 航空用ガソリン・くず鉄・鉄鋼  
5 ハル 6 南部仏印 7 8年 8 サイパン島 9 鉄血勤皇隊  
10 小磯国昭 11 トルーマン 12 ミズーリ号 13 東久邇宮稔彦  
14 極東委員会 15 A 澎湖 B 中華民国 C 朝鮮

#### 【1】

#### 解答

- 問1 A 国家総動員 B 新体制 C 大政翼賛 D 大日本産業報国  
F 公定価格 問2 d 問3 b・c 問4 a・c

#### 解説

問1

A 国家総動員法の公布は、1938（昭和13）年4月1日、施行はその約1か月後の5月5日であった。この法案の内容は、「戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ」物資・生産・金融・会社経理・物価・労働など、経済のありとあらゆる分野にわたって、政府が、勅令一本で強制的に統制措置を実施し、さらに言論の統制・労働争議の禁止すらできるというものであった。

「国家総動員」の語については、第一条に次のように定義されていた。「本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム……）ニ際シ国防目的達成ノ為、國ノ全効力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様、人的及物的資源ヲ運用スルヲ謂フ」。全50条から成るこの法律は、具体性に欠け、法治主義をまるで無視した内容であった。

B 1940（昭和15）年7月22日、第2次近衛内閣が組織される。この4日後の26日、国内政策として、「基本国策要綱」が定められ、その中で、「国内態勢刷新」と「強力ナル新政治体制ノ確立」が謳われた。当時、新体制運動が活発化し、陸軍などを中心に近衛を押し立てて運動を推進しようとする動きがあり、第2次近衛内閣の成立の背景にはこの影響があった。そうした勢力は、ナチスのような一国一党の政治組織を求めたのである。

C 大政翼賛会は、国防国家体制の樹立に伴い、ナチス流の一国一党体制的具体化をねらったものであり、軍務局長武藤章を中心とする陸軍統制派とその親軍の一派による発案であった。こうして、大政翼賛会は、1940（昭和15）年10月12日に発足する。翼賛会はほとんどの政党を取り込み、総裁を首相が勤め、新体制運動の中心的組織としての役割を期待された。

D 1940（昭和15）年、すべての労働組合が消滅させられたあとに、大日本産業報国会が誕生した。これは、総裁を厚生大臣の金光庸夫が勤めるなど、主要な地位を官僚が占める組織であった。これは「上意下達」のための団体であり、労資間紛争を未然に防止することが主な役割であった。

F 統制価格の存在は、必然的にヤミ価格を生んだ。

問2 七・七禁令とは、1940（昭和15）年7月7日に施行された、指輪、ネックレス、ネクタイピン、銀製品、絹レース、象牙製品などの製造販売を禁止する法令。

問3

a 近衛文麿は、皇族ではなく、華族の出身。

d これは、東条英機についての文章。

問4

b 当時、減反政策は行われていない。

d c にあるように、地主の小作人に対する優位は強化されたのではなく、弱まっている。

## 【2】

### 解答

A イ 御前 ロ ポツダム宣言 ハ 鈴木貫太郎 ニ 昭和天皇 ホ 無条件

B [あ] c [い] b [う] d [え]・[お] b・d

[か]・[き] a・c

C 1 例. 天皇制国家体制の維持 2 終戦の詔勅 3 c

4 例. 終戦後も天皇制を存続させるため 5 c

### 解説

特に問題文が興味深く、知られざる内容であることから出題した。

A イ-特に重要な事項を決定する際は、天皇を含んでの御前会議が開かれた。

ハ-鈴木貫太郎は、終戦時の首相。

B

[あ] 東郷茂徳は東条英機内閣及び鈴木貫太郎内閣で外相を務めた人物。戦後はA級戦犯として起訴され、拘禁中に病死した。

[う] 阿南惟幾は、鈴木貫太郎内閣時の陸相。

[か]・[き] 木戸幸一は、1940（昭和15）年～終戦まで、内大臣を務めた。近衛文麿は、元五摂家の筆頭という家柄もあり、天皇の信頼が厚く、貴族院議長を務めたこともある。

C

1と4は、この語句通りでなくても文意があつていればよい。

3 当時の帝国議会の地位の低さを考えてみよう。

5 当時の新聞報道は、嘘で塗り固められた大本営発表をそのまま載せただけのものであった。

## 26章 戦後改革

### 問題

#### ■確認問題

- |         |              |                        |        |                |
|---------|--------------|------------------------|--------|----------------|
| 1 松岡洋右  | 2 農地調整法      | 3 地主：自作：小作 = 3 : 2 : 5 |        |                |
| 4 A 325 | B 11 5 労働組合法 | 6 学校教育法                | 7 松本烝治 |                |
| 8 現御神   | C 象徴         | D 主権                   | E 基本人権 | 10 39 11 1947年 |
| 12 芦田均  |              |                        |        |                |

#### 【1】

#### 解答

- |         |         |         |             |        |
|---------|---------|---------|-------------|--------|
| 設問 1 16 | 設問 2 24 | 設問 3 7  | 設問 4 11     | 設問 5 4 |
| 設問 6 5  | 設問 7 9  | 設問 8 22 | 設問 9 イ - 17 | ロ - 15 |

#### 解説

農地改革の第1次改革案は、幣原喜重郎内閣時にGHQに提出されたが、GHQはこの内容を微温的であるとして拒否したため、第1次吉田茂内閣は、イギリス案を基礎とした、第2次農地改革案を1946（昭和21）年6月17日に帝国議会に提出し、成立を見た。史料A・史料Bともに、この第2次改革案を基礎とした内容である。

史料Aは、農地調整法（改正）、史料Bは、自作農創設特別措置法である。史料A・史料Bともに、1946（昭和21）年10月に公布されている。

設問1 第2次改革案では、小作料は田では、最大でも米価の25%とすることとされた。戦前の小作料は50%であったから、半分に抑えられたのである。なお畠では、その主作物の代金の15%以下とされた。

設問2 第1次改革案では、この市町村農地委員会の構成は、地主：自作農：小作農 = 5 : 5 : 5とされた。GHQは、地主の割合が多いこの案を拒否した。

設問3 3の幣原喜重郎と間違えないように注意。最終的に農地改革が完了したのは、戦後の諸改革が本格的に実施されている第1次吉田茂内閣の時である。

設問4・5 在村地主保有限度は、内地一町歩、北海道四町歩と定められた。

設問6 社会主義の国家であるソ連は、日本の農地制度に対して、さらに徹底した改革を要求した。対日理事会のソ連代表デレビヤンコは、1945（昭和20）年9月2日現在のすべての小作地・不在地主所有地を国家が強制収容するという案を出したのである。これに対しては、アチソン米代表が激しく非難した。結局、GHQからの「第2次農地改革に対する勧告」に対しては、ソ連案を考慮に入れたイギリス案が基礎とされた。

設問7 史料A（農地調整法）と史料B（自作農創設特別措置法）は、ともに、1946（昭和21）年10月21日に公布された。この年に成立した委員会で代表的なものは、財閥解体を行う持株会社整理委員会である（8月9日）。こうして、経済の民主化の二本柱である農地改革と財閥解体が同時期に始動したのである。

設問8 ここでは、「法」のつく選択肢として労働三法が挙げられていて、その中から選ぶことになる。労働三法は、実はそれぞれ成立年代が異なる。それぞれ何年に成立したのか、押さえておこう。1946（昭和21）年（9月）に成立したのが、この労働関係調整法であり、労働組合法は1945（昭和20）年（12月）に、労働基準法は1947（昭和22）年（4月）に、それぞれ成立している。

設問9

イ 戦後の農民運動の全国的組織である日本農民組合も、同じく1946（昭和21）年に成立している。翌1947（昭和22）年、平野力三ら右派が分裂して全国農民組合を結成した。

ロ 日本農民組合は、戦前も同名の異なる組織が存在していた。これは、農民組合の最初の全国組織として、賀川豊彦・杉山元治郎らが小作人の地位向上を目標とする組織として創立した。この賀川豊彦は、近代の代表的キリスト教社会主義者の1人であり、神戸の神学校の学生であった時、貧民窟に住み込んで、伝道を行った。こうした体験をもとに、1920（大正9）年、ベストセラーになった小説『死線を越えて』を出版して有名になる。関東大震災のあと、東京で救済活動とともに各種の社会事業を興した。キリスト教社会主義としてのその多くの著作は各国で翻訳されたため、欧米やアジア諸国にしばしば招かれて伝道や講演を行った。東久邇宮内閣では参与となり、総ざんげ運動を起こした。

## 【2】

### 解答

- A 1 ハ 2 ホ 3 ニ 4 イ 5 ロ  
B (a) 五箇条の誓文 (b) 安部磧雄 (c) 石橋湛山

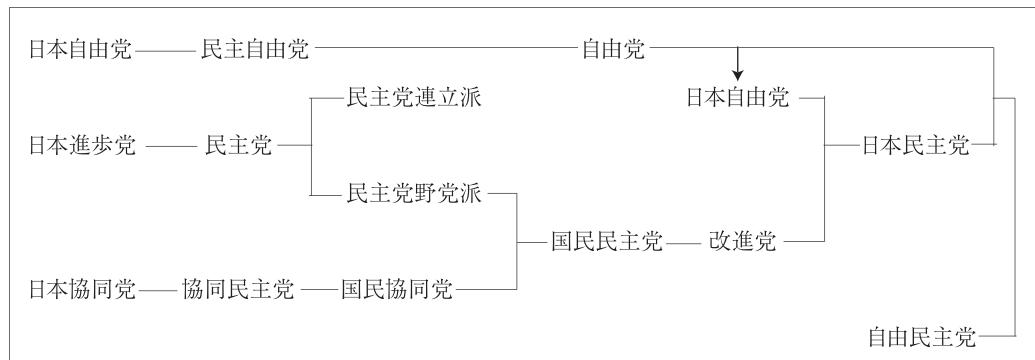
### 解説

A

1 経済安定本部・物価庁の設置は、1946（昭和21）年8月のことであり、第1次吉田茂内閣による。

2 日本進歩党は戦時に結成された大日本政治会を母体に1945（昭和20）年11月に成立了。初代総裁は元立憲民政党的町田忠治であった。町田忠治は東洋経済新報社を創立した人物である。

3 一政党の変遷—



4 得票率・議席数の順で述べれば、日本自由党（26.7%，131人），日本社会党（26.2%，143人），民主党（25.4%，121人），国民協同党（7.0%，31人），共産党（3.7%，4人）。

B

- (a) 東久邇宮内閣の政治の理想は、戦時中の極端なものを廃する他は、旧態依然としたものであった。政治犯の釈放や、言論、集会、結社の自由を認めることなどを東久邇宮首相が要求しても、内務省が反対して、戦前の水準にまで言論・集会の自由を回復させることにしたということもあった。
- (b) 安部磯雄は、キリスト教社会主義の立場から、1898（明治31）年に社会主義研究会に加わり、1901（明治34）年には幸徳秋水らと社会民主党を創立している。日露戦争では非戦論を唱えた。1926（昭和元）年には社会民衆党委員長、1932（昭和7）年には社会大衆党委員長となっている。戦後の日本社会党顧問。
- (c) 石橋湛山<sup>たんざん</sup>は、戦前からジャーナリストとして活躍しており、東洋経済新報社にて、シベリア出兵反対などの鋭い論陣をはっていた。戦後、第1次吉田茂内閣の蔵相に就任すると、ケインズの『一般理論』を援用して、不完全雇用の下にあっては、政府資金を散布して生産活動を刺激したために若干の物価騰貴が生じても、それは「眞の」インフレーションではないと主張して復興金融金庫を設立した。これは、石炭・鉄鋼・肥料・住宅建設など、当面の重要産業に資金を供給するための政府金融機関であった。







J3M  
早慶大日本史



会員番号		氏名	
------	--	----	--